

公告第1号

消防車両の売却に係る一般競争入札の施行について

消防車両を一般競争入札により売却するに当たり、地方自治法施行令第167条の6第1項及び相馬地方広域市町村圏組合財務規則第114条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成28年2月22日

相馬地方広域市町村圏組合 管理者 桜井勝延

1 入札対象物件

消防ポンプ自動車	1台
初年度登録年月	平成7年10月
車両の形状	消防車
型式	KC-FG538C改
乗車定員	6人
車両重量	4,230kg
車体の大きさ	長さ：532cm 幅：188cm 高さ：260cm
排気量	4.56ℓ
燃料	軽油
走行距離	41,949km
その他	車検は平成29年10月3日迄ですが、落札者において一時抹消登録後の引渡しとする。

2 一般競争入札に参加することができない者

次の各号のいずれかに該当する者は、一般競争入札に参加することができない。

- (1) 当該入札に係る物品に関する事務に従事する職員
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第1項又は第2項各号に該当すると認められる者
- (3) 会社再生法(平成14年法律第154号)に基づく更正開始手続きの申し立てをしている者(更正手続き開始の決定を受けている者を除く)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生開始手続きの申し立てをしている者(再生手続き開始の決定を受けている者を除く)
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2項に規定する暴力団及び同法第2条第6号に規定する暴力団員に該当する者、またはこれら暴力団及び暴力団員と、社会的に非難されるような関係を有する者

3 入札参加資格の確認申請

(1) 入札に参加しようとする者は、次に掲げる書類を管理者に提出しなければならない。

- ア 消防車両の売却に係る一般競争入札参加資格確認申請書(様式第1号)
- イ 消防車両の売却に係る一般競争入札使用印鑑届(様式第2号)
- ウ 登記事項証明書(法人の場合のみ)
- エ 納税証明書(原寸大で鮮明なものであれば写し可)
法人の場合——直前1年分の法人納税証明書(法人市町村民税、固定資産税、軽自動車

税)及び「消費税及び地方消費税」の納税証明書(未納のないことの証明書(納税証明書その3))

個人の場合——直前1年分の代表者又は個人の納税証明書(個人住民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税)及び個人事業者については、「消費税及び地方消費税」の納税証明書(未納のないことの証明書(納税証明書証明書その3))

(2) 入札参加資格の確認申請(上記ア～エ)の受付の期間及び場所

ア 期間

平成28年2月22日(月)～平成28年3月7日(月)

上記期間内に持参(土曜日、日曜日、祝祭日を除く9時～12時、13時～17時の間)又は郵送等(必着)により提出すること。上記期間内に入札参加資格確認申請書を提出しなかった者及び入札参加資格がないと認められた者は、一般競争入札に参加することはできない。

イ 場所

相馬地方広域市町村圏組合事務局総務課(相馬市役所4階)

(〒976-8601 福島県相馬市中村字大手先13)

4 応募要領の配布

契約条項その他入札の実施に関する事項について、別に入札説明書を作成し、組合のホームページ上に掲載する。

5 入札物件の公開

(1) 日時 公告の日から入札日まで

(2) 場所 相馬地方広域消防本部(福島県南相馬市原町区高見町一丁目272番地)

6 入札保証金

免除する。ただし、落札者が契約を締結しないときは、入札金額の100分の5に該当する金額を違約金として徴収する。

7 入札の日時及び場所

(1) 日時:平成28年3月22日(火)午後2時00分

(2) 場所:相馬地方広域消防本部

8 郵便による入札

郵便による入札は、取り扱わない。

9 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 入札参加の資格のない者のした入札

(2) 委任状を提出しない代理人のした入札

(3) 入札書記載の金額を加除訂正した入札

(4) 入札書記載の金額、氏名、押印その他入札要件の記載が確認できない入札

- (5) 誤字・脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (6) 同一入札について、他人の代理を兼ねた、又は2通以上の入札書を提出した者の入札
- (7) 談合その他不正の行為があったと認められる入札

10 落札者の決定方法

有効な入札を行った者のうち、予定価格以上の価格で最高の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、当該最高の価格をもって入札した者が2者以上あるときは、入札後直ちにくじ引きにより落札者を決定する。

11 契約代金の支払方法等

(1) 契約代金の支払方法

契約締結後に交付する納付書をもって、組合が指定する期日までに、指定する金融機関に現金で一括納入すること。

(2) 契約保証金

免除する。

12 消防車両の引渡しの日時及び場所

契約代金の納入を確認した後、下記(1)に掲げる期限までに(2)の場所で現状のまま引き渡すものとする。(登録及び運搬に関する費用は、落札者が負担するものとする。)

- (1) 引渡期限 平成28年4月18日(月)(※ただし、契約金額の入金確認後とする。)
- (2) 引渡場所 相馬地方広域消防本部

13 登録等

(1) 車両を解体処分する場合

契約者は、その責任において契約物件の解体処分を行うこと。なお、永久抹消登録の書面及び解体処分報告書(任意様式)に、解体状況が確認できる写真を添付し、引渡しの日から60日以内に相馬地方広域市町村圏組合事務局総務課に提出すること。

(2) 車両を登録する場合

契約者は、その責任において契約物件の登録等を行うこと。なお、道路運送車両法(昭和26年法律185号)第33条第1項に規定する譲渡証明書等は、契約者の請求に基づき交付する。

なお、その場合は、消防章・赤色警光灯・サイレンアンプの撤去、ボディ文字等の抹消を行い、確認できる写真を14日以内に提出すること。